

## いじめ防止等のための基本的な方針

神戸市立美野丘小学校

はじめに

神戸市の教育理念「人は人によって人になる」を受けて、美野丘小学校では、教育目標「あたたかく たくましく いきいきと」の三本柱の中で「たくましく」に重点を置き、様々な人々とのかかわりの中で子ども一人ひとりが自分らしく輝く学校を目指して、継続的に取り組んでいるところです。そして、学校・家庭・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本的な方針（以下「美野丘小学校基本方針」という。）を策定します。

令和2年4月 神戸市立美野丘小学校

### 1 いじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、美野丘小学校の基本方針に基づき、家庭・地域と連携しながらいじめ問題の根本的な解決に向けて取組を進めていきます。

また、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行います。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する子どもたちに対して、本校に在籍している当該の子どもたちと一定の人的関係にある他の子どもたちが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもたちが心身の苦痛を感じているものをいう。

本校では、「いじめ」を訴えてきた子どもの立場に立ち、この「いじめ」の定義に係らず、その訴えを真摯に受け止め、子どもを守るという立場に立って事実関係を確かめ、迅速に対応に当たる。

### 3 教職員の姿勢＜美野丘独自の積極的な生徒指導を実践＞

- ・子ども一人ひとりが、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、子どもとの信頼関係づくりに努めます。
- ・分かる授業、一人ひとりの子どもが活躍できる活動・行事等を通じて、子どもの自己有用感を高めます。（いじめを考える授業の系統化と計画的実施）
- ・教職員・子どもの人権感覚を高めます。
- ・いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に子どもの情報を交換して情報の共有に努めます。（美野丘ケース会議の実施）

- ・子どもの表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で子どもたちに伝えます。
- ・いじめの問題を一人で抱え込まず、管理職に報告し、組織的に対応します。
- ・保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。

#### 4 校内いじめ問題対策委員会

##### (1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

- ・本校は、校長、教頭、生徒指導係、学年世話係、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の参加による校内いじめ問題対策委員会を設置します。

##### (2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容に把握、子ども、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
- ・いじめの相談があった場合には、該当担任等に加え、事実関係の把握、関係の子ども、保護者への対応等について協議します。なお、いじめに関する情報については、子どもの個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有するようにします。
- ・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を計画的に行います。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

#### 5 いじめの未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、年間を通して予防的な取組を計画・実施します。

##### (1) 思いやりの心を育む教育

- ・授業をはじめ道徳教育や学級活動等全ての教育活動を通して、子ども一人ひとりに「互いに思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」を育みます。

##### (2) 豊かな体験を通じた心の教育と温かい集団づくり

- ・仲間同士で認め合い支え合う場面を設定し、自分の居場所がある温かい集団づくりに取り組みます。
- ・「いのちの大切さを実感できる体験活動」「問題解決能力を育む自主的な活動」「他人を思いやる心を育てる奉仕活動」等の取組を進めます。
- ・学級活動や行事、総合的な学習の時間、また異学年のふれ合う活動等を通して、人間関係力、コミュニケーション力、社会的スキル等を育てます。

##### (3) 規範意識を身に付け、自浄力のある学級集団の育成

- ・全ての教育活動の中で、決まりを守ることの大切さを指導し、規範意識の

醸成を図ります。

- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。その際、知らせることは正しいことであり、問題を解決に導く手段であると合わせて指導します。

## 6 いじめの早期発見

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日頃から子どもとの信頼関係の構築と見守りに努めます。

### (1) 信頼関係の構築

- ・日常の教育活動全体を通じ、子どもが安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努めます。その上で担任・学年を中心として深い信頼関係を築きます。

### (2) 子どもの理解

- ・日頃からアンテナを高くして、子どもたちの交友関係や遊び場等生活実態をきめ細かく把握し、一人ひとりの表情の変化やいじめのサインを見逃さないように注意します。
- ・定期的にアンケートを実施し、いじめの早期発見に向けて積極的に取り組みます。

### (3) 相談体制の充実

- ・養護教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと効果的に連携し、子どもの悩みを受け止める機会を設定します。

### (4) 校外相談機関との連携

- ・教育相談指導室やいじめ・体罰・子ども安全ホットライン（24時間電話相談）等、校外の相談機関や利用の仕方を子どもや保護者に周知します。

## 7 いじめへの早期対応

いじめの兆候に気付いた時には、問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い、対応します。

### (1) いじめの事実関係の把握

- ・いじめられている子どもや保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聴き取り、不安を取り除き、共感的に受け止めます。その際、最後まで守り抜くことをしっかり伝えます。
- ・関係の子どもたち、周囲の子どもから個々に事情を聴き取り、関係教職員で情報共有し、組織的に対応します。

### (2) いじめの指導

- ・いじめた子どもたちには、自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちに気付くことができるようにします。

- ・当事者の問題にとどめず、当事者のプライバシーに十分注意した上で、学級および学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、解消を目指した取組を根気よく進めます。
- ・子ども・保護者には適時、適切な方法で経過や今後の指導方針、相談体制等を伝えます。
- ・状況に応じて教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携して解決に当たります。
- ・指導後も、継続的に当事者と保護者に対しての支援を行います。

## 8 特別支援を必要とする子どもへの対応

特別支援学級に在籍する子ども、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする子どもに対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。

また、いじめを許さない豊かな心を育てていくため、一人ひとりの個性を尊重し合えるようにいろいろな教育活動の中で推進していきます。さらに、特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習を積極的に進めます。

## 9 インターネットやソーシャルメディア

### (1) 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、子ども、保護者、地域への啓発に努めます。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に協力を依頼します。

### (2) 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディアの利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

## 10 保護者・地域との連携

- ・PTA、ふれあい懇話会、みどりの風応援団等、保護者や地域と連携し、朝の挨拶運動、登下校時の見守り活動、いじめ防止キャンペーン等に取り組み、子どもの様子を積極的に見守ります。
- ・PTA や地域の会合等で、学校のいじめの問題への取組について情報を発信します。
- ・子ども、保護者、地域が一緒に参加する会議や行事等を開催し、地域ぐるみでいじめの問題に取り組みます。

## 11 関係機関との連携

学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、少年サポートセンター、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、日頃から関係機関と連携する体制を構築しておきます。

## 12 重大事態への対応

### (1) 重大事態の報告と調査

重大事態の意味については、次の通りです。

- ①いじめにより在籍する子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- ・子どもが自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。なお、相当の期間とは、年間 30 日を目安とする。ただし、子どもが一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会事務局に報告します。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け、調査します。

### (2) 調査結果の報告

- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに文書を提出します。
- ・いじめを受けた子どもやその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時適切な方法で説明します。

## 13 その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜美野丘小学校基本方針を点検・見直し、必要があると認められる時は改訂します。